

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧対策本部の設置

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 災害復旧対策本部組織計画 1. 災害復旧対策本部の設置 2. 復旧本部の運営	<input type="checkbox"/> 本部対策室 <input type="checkbox"/> 各対策部 <input type="checkbox"/> 各支部
第2項 職員配備計画 1. 配備体制 2. 職員の動員 3. 職員の服務	<input type="checkbox"/> 本部対策室 <input type="checkbox"/> 人事班 <input type="checkbox"/> 各対策部 <input type="checkbox"/> 各支部

■ 第1項 災害復旧対策本部組織計画

1. 災害復旧対策本部の設置

(1) 災害復旧対策本部の設置

市長は、災害の発生後、災害救助法の規定による救助業務又は市地域防災計画に定める災害復旧事業、その他災害復旧・復興対策を実施するにあたり、災害予防及び災害応急を主とする市災対本部から、災害復旧対策及び市民生活等の復興支援を主とする体制への移行が必要であると認めたときは、本計画の定めるところにより「宮崎市災害復旧対策本部」（以下、「復旧本部」という。）を設置する。

なお、災害復旧・復興対策業務は、他のすべての業務に優先して行う。

資料編/1.条例等/【災害対策本部等】災害復旧対策本部設置要綱

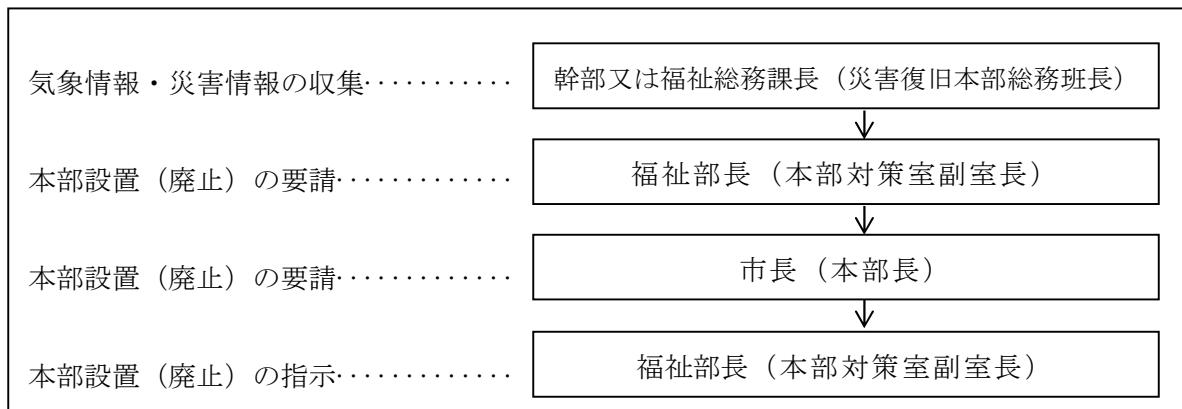
(2) 復旧本部等の設置手順

復旧本部は、原則として次の手順により設置する。

■復旧本部設置の流れ

- 幹部会に充てられている者（各部長、会計管理者、教育長及び各局長）又は福祉総務課長（災害復旧総務班長）は、復旧本部設置の必要を認めた場合、福祉部長（本部対策室副室長）に対し本部設置を要請する。
- 福祉部長（本部対策室副室長）は、復旧本部設置の要請があった場合又はその他の情報により復旧本部設置の必要がある場合は、副市長（副本部長）及び危機管理部長（危機管理対策部長）と協議のうえ、市長（本部長）に復旧本部設置を要請する。
- 市長（本部長）は、復旧本部設置の必要があると認められたときは、復旧本部の設置を決定する。

■復旧本部の設置手順



(3) 支部及び現地における災害復旧対策組織の設置

1) 支部（総合支所、地域センター及び地域事務所）の設置

各支部長は、本部設置の通知を受けた場合は、直ちに支部を設置する。

2) 現地復旧本部の設置

本部長は、被災現地に本部設置の必要がある場合は、現地復旧本部を設置し、人員を派遣する。

(4) 復旧本部の廃止

本部長は、復旧本部を設置した後において、復旧事業が終了し、又は復旧本部を設置しておく必要がないと認めたときは、復旧本部を廃止する。

(5) 復旧本部の設置又は廃止の通知

災害復旧総務班長は、復旧本部を設置し又は廃止したときは、速やかに関係機関に連絡する。

■本部の設置・廃止の連絡先・手段

連絡先	連絡手段
本部構成員（職員）	庁内放送、携帯メールなど
各支部	電話、FAX、防災行政無線、デジタルMCA無線・IP無線、携帯メールなど
宮崎県危機管理局	電話、防災行政無線など
宮崎北、南、高岡警察署	電話、FAXなど
災害復旧において重要な機関（報道機関等）	電話、FAXなど

2. 復旧本部の運営

(1) 復旧本部組織の概要

復旧本部の組織及び運営は、「災害復旧対策本部設置要綱」にしたがって運営する。復旧本部の組織等は、次のとおりである。

資料編/1.条例等/【災害対策本部等】災害復旧対策本部設置要綱

■復旧本部の運営概要

組織等		職務等
本部組織	本部長（市長）	○本部の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する。
	副本部長（副市長）	○本部長に事故あるときは職務を代理する。
	幹部会	○復旧・復興対策に関する重要事項を決定する。構成員は次のとおりとする。 ア 本部長 イ 副本部長 ウ 宮崎市事務分掌規則第4条第1項の部長、会計管理者 エ 局長等（上下水道局長、消防局長、議会事務局長、教育長、教育局長、選管事務局長、農委事務局長、監査事務局長） オ その他本部長（市長）が必要と認める者
	緊急応急対策幹部会	○緊急に復旧・復興対策を講じる必要があるときに、幹部会に替えて設置する。構成員は次のとおりとする。 ア 本部長 イ 副本部長 ウ 部長（総務部長、危機管理部長、地域振興部長、福祉部長、建設部長、消防局長） エ その他本部長（市長）が必要と認める者
本部員	部	○部長を置く。部長に事故があるときは、あらかじめ部長が指名したものがその職務を代理する。 ○必要と認める部に副部長を置く。副部長は部長を補佐する。 ○部長は本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
	班	○班長を置く。班長に事故があるときは、その班のうちから班の属する部の部長が指名したものがその職務を代理する。 ○班長は部長の命を受け、班の事務を掌理する。 ○班員はその属する班の事務を処理する。

（2）復旧本部の分掌事務

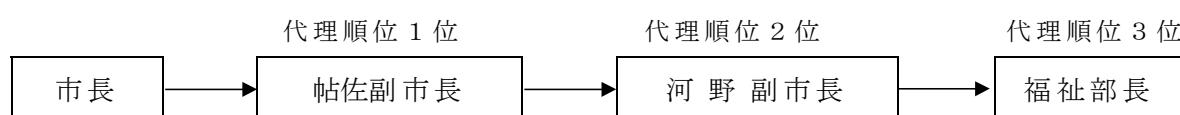
復旧本部の分掌事務は、「災害復旧対策本部設置要綱」による。

資料編/4.組織等/【災害対策本部等】宮崎市災害復旧本部の分掌事務

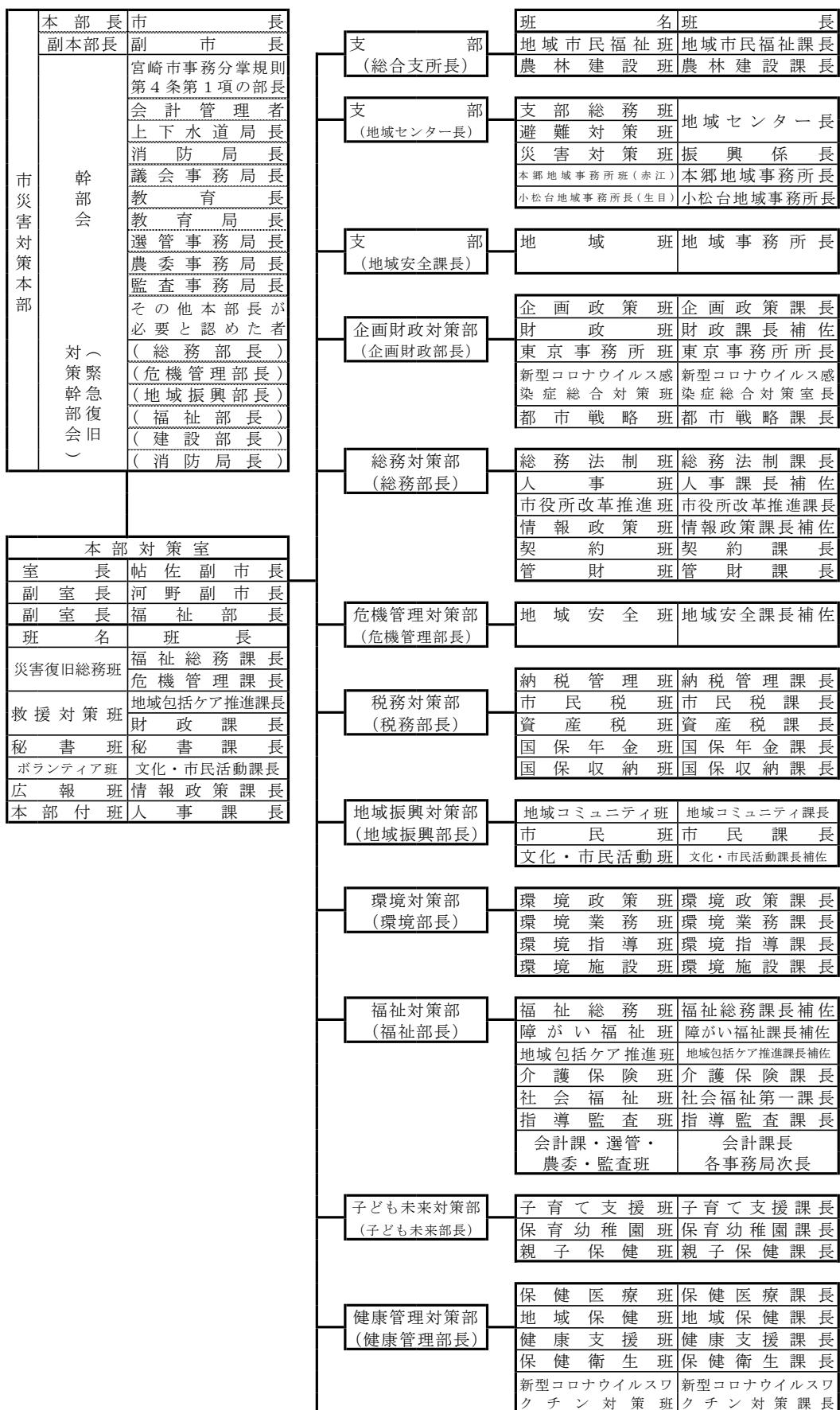
（3）意思決定権者（本部長職務）代理順位

市は、復旧本部の設置後、災害復旧活動の実施に際し、意思決定権者が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合、次の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行う。この場合、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得る。

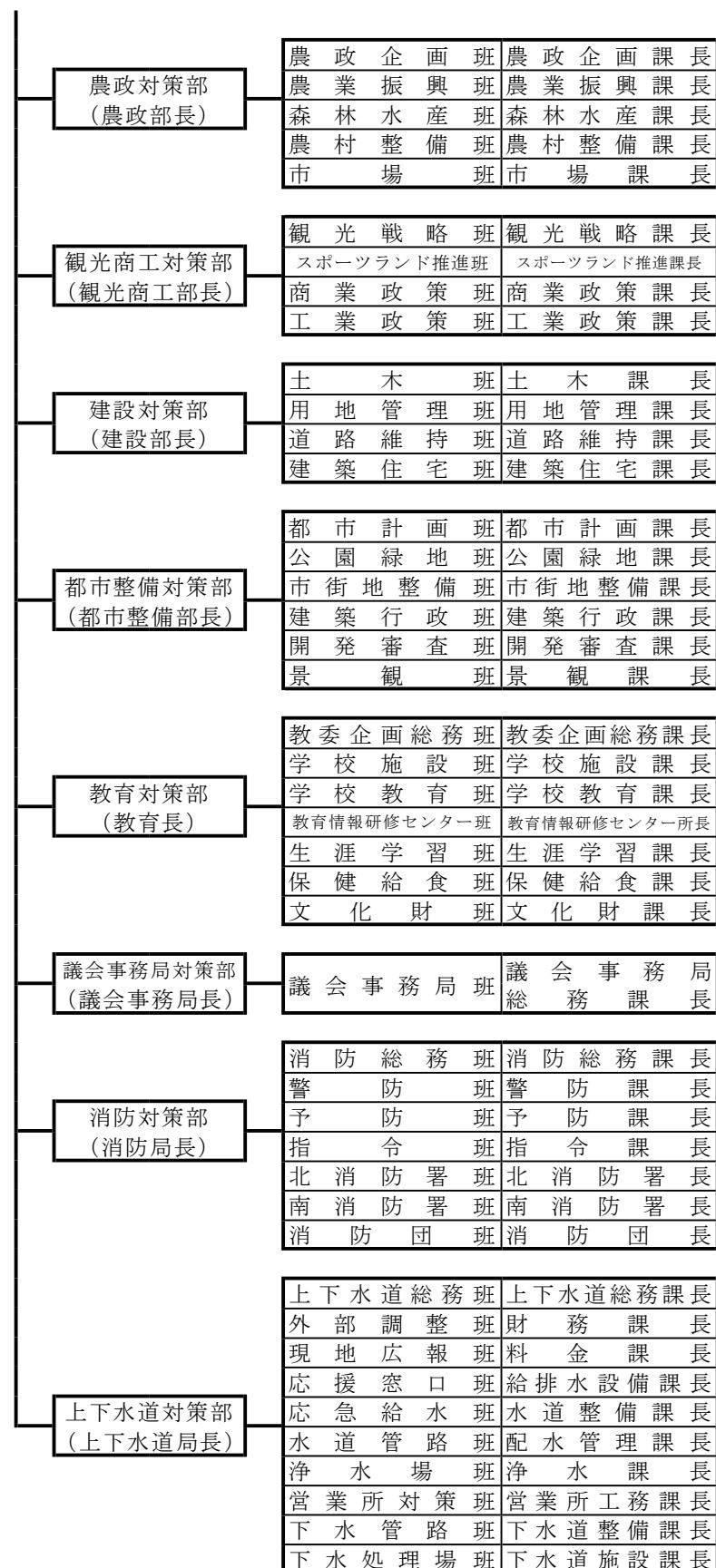
■意思決定権者（本部長職務）代理順位



■ 宮崎市災害復旧対策本部 組織系統図 (1/2)



■ 宮崎市災害復旧対策本部 組織系統図 (2/2)



■ 第2項 職員配備計画

1. 配備体制

(1) 配備体制の確立

市長（本部長）は、市域に局地的又は広範囲にわたる災害が発生し、災害対策本部から移行して継続的に災害復旧対策や被災者への復興支援対策が必要となった場合には、市の全組織をあげて本計画に基づき災害復旧・復興体制を確立する。

なお、災害復旧対策業務は、他のすべての業務に優先して行う。

(2) 配備体制の決定

市長（本部長）は、福祉部長（本部対策室副室長）又は福祉総務課長（災害復旧総務班長）の助言のもと、配備体制を決定する。

各支部長は、地域内の状況から判断し、必要な配備体制を福祉部長（本部対策室副室長）又は福祉総務課長（災害復旧総務班長）に求めることができる。

2. 職員の動員

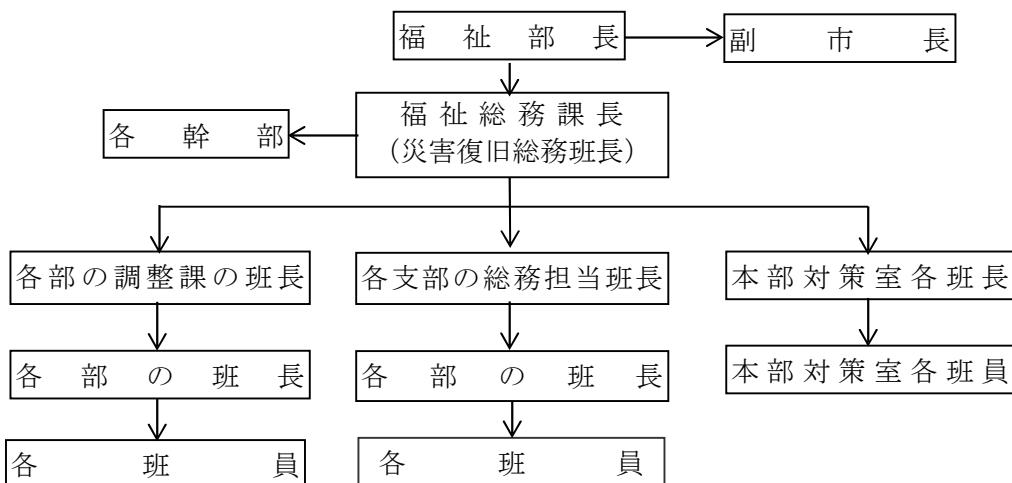
(1) 動員の方法

復旧本部における動員の方法は、次のとおりとする。災害復旧総務班長は、府内メール等にて全職員に対し、本部設置と配備体制を伝達する。

■動員の流れ

- 福祉部長は、市長より復旧本部の設置の指示を受けたのち、福祉総務課長（災害復旧総務班長）へ復旧本部の設置及び配備体制を指示するとともに、副市長へ報告する。
- 災害復旧総務班長は、各幹部、各部の調整課の班長、支部（総合支所）地域市民福祉班長、支部（地域センター、地域事務所）支部総務班長、地域班長及び本部対策室各班長に動員・配備体制を伝達する。
- 各部の調整課の班長及び各支部の総務担当班長は、部内各班長にそれぞれ動員配備体制を伝達する

■動員連絡経路



■復旧対策の流れと主な組織体制



(2) 職員配備報告

各班は、所定様式の「職員配備記録簿」に職員配備状況をまとめ、災害復旧総務班に提出する。

人事班は、「職員配備記録簿」を整理し、本部長に報告する。

資料編/6.様式/【活動体制】職員動員記録簿

(3) 各部等への職員派遣

復旧本部の各部長等は、災害対策活動を実施するにあたり、班員が不足し、他の部からの職員派遣が必要な場合は、本部対策室長に文書で要請をしなければならない。ただし、緊急を要する場合は、事後に提出することができる。

なお、災害復旧対応業務は、他の業務に優先して行われるため、本部対策室長から職員派遣の要請を受けた各部長等は、これに応じなければならない。

3. 職員の服務

すべての職員は、復旧本部が設置された場合、次の事項を遵守する。

■職員の服務基準

- 災害復旧対応業務は、すべての業務に優先して行われるので、全職員が本部員であるとの自覚を持ち、配備についていない場合でも常に災害情報、本部関係の指示に注意する。
- 不急の行事、会議、出張等を中止し待機する。
- 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明らかにする。
- 自らの言動で市民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意をする。

第2節 復旧・復興の基本的方向

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 復旧・復興の基本的方向	<input type="checkbox"/> 本部対策室 <input type="checkbox"/> 各対策部
第2項 被災の程度に応じた基本的方向 1. 被害が比較的軽い場合の計画的推進 2. 被害が甚大な場合の計画的推進	<input type="checkbox"/> 本部対策室 <input type="checkbox"/> 各対策部

■ 第1項 復旧・復興の基本的方向

本部長は、被災の程度、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとし、あらゆる場、組織に男女共同参画の観点から女性の参画、障がい者や高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

また、国、県、他の地方公共団体等に対し、復旧・復興に要する財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、必要に応じて職員の派遣、その他の協力を求める。

■ 第2項 被災の程度に応じた基本的方向

1. 被害が比較的軽い場合の計画的推進

本部長は、災害による被害が比較的少なく、局地的な場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したら従来通り、中長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

2. 被害が甚大な場合の計画的推進

本部長は、災害による被害が、広範囲に及び甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧が困難になることを踏まえ、災害に強い地域づくり等中長期的課題の解決をも図る復興を目指す。

第3節 迅速な現状復旧の進め方

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 公共施設災害復旧事業計画 1. 事業計画の検討・作成 2. 激甚災害の指定促進	<input type="checkbox"/> 本部対策室 <input type="checkbox"/> 各対策部
第2項 災害復旧事業に伴う財政援助	<input type="checkbox"/> 本部対策室 <input type="checkbox"/> 各対策部
第3項 激甚災害の指定 1. 激甚災害の概要 2. 激甚災害指定のための措置	<input type="checkbox"/> 本部対策室 <input type="checkbox"/> 各対策部

■ 第1項 公共施設災害復旧事業計画

1. 事業計画の検討・作成

本部長は、公共施設の災害復旧に係る次の事業について検討し、計画を作成する。

■ 公共施設の災害復旧事業

- 公共土木施設災害復旧事業計画
- 農林水産施設災害復旧事業計画
- 都市災害復旧事業計画
- 上下水道災害復旧事業計画
- 住宅災害復旧事業計画
- 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 公共医療施設病院等災害復旧事業計画
- 学校教育施設災害復旧事業計画
- 社会教育施設災害復旧事業計画
- その他災害復旧事業計画

2. 激甚災害の指定促進

本部長は、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置に努める。

■ 激甚災害の指定促進のための措置

- 「激甚災害に対処するための特別の財源援助等に関する法律」の適用促進
- 緊急災害査定の促進（被害状況の速やかな調査把握）
- 災害復旧資金の確保措置（災害復旧に必要な資金需要額の早急な把握）

■ 第2項 災害復旧事業に伴う財政援助

災害により公共施設が被害を受けた場合の復旧事業については、一定の要件に該当するものは国が経費の一部を負担又は補助する制度が設けられている。

主な災害復旧事業とその根拠法令は、次のとおりである。

■災害復旧事業の種類と財政援助等（1/2）

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条	激甚特別援助法第3条第1項
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法第3条	激甚特別援助法第3条第1項
公営住宅災害復旧事業	公営住宅法第8条第3項	激甚特別援助法第3条第1項
農林水産業施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条	激甚特別援助法第6条第1項
都市施設災害復旧事業	建設省都市局長通達都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	
生活保護施設災害復旧事業	生活保護法第75条	激甚特別援助法第3条第1項
児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法第52条	激甚特別援助法第3条第1項
老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法第26条	激甚特別援助法第3条第1項
身体障がい者更生援護施設災害復旧事業	身体障害者福祉法第37条、第37条の2	激甚特別援助法第3条第1項
知的障がい者援護施設災害復旧事業	知的障害者福祉法第25条、第26条	激甚特別援助法第3条第1項
伝染病院隔離病舎災害復旧事業	伝染病予防法第24条、第25条	激甚特別援助法第3条第1項
伝染病予防事業	伝染病予防法第24条、第25条	激甚特別援助法第3条第1項
堆積土砂排除事業	予算補助	激甚特別援助法第3条第1項
湛水排除事業		激甚特別援助法第3条第1項第10条
天災による被害農林漁業者等に対する資金融通	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第3条	激甚特別援助法第8条第1項
共同利用小型漁船の建造		激甚特別援助法第11条
中小企業信用保険法による災害関係保証	中小企業信用保険法第2条第4項	激甚特別援助法第12条
小規模起業者等設備導入資金助成法による貸付金	小規模起業者等設備導入資金助成法第3条	激甚特別援助法第13条
事業協同組合等施設災害復旧事業		激甚特別援助法第14条
公立社会教育施設災害復旧事業		激甚特別援助法第16条
私立学校施設災害復旧事業		激甚特別援助法第17条

■災害復旧事業の種類と財政援助等（2/2）

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
水防資材費	水防法第33条の2	激甚特別援助法第21条
罹災者公営住宅建設事業	公営住宅法第8条第1項	激甚特別援助法第22条
産業労働者住宅建設資金の融通		激甚特別援助法第23条
上水道、簡易水道災害復旧事業	予算補助	予算補助
公共下水道、流域下水道災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条	激甚特別援助法第3条第1項
都市下水路災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条	予算補助
し尿処理施設災害復旧事業	予算補助	予算補助
ごみ処理施設災害復旧事業	予算補助	予算補助
災害清掃費	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条	予算補助
火葬場災害復旧事業	予算補助	予算補助
公的医療機関災害復旧事業	予算補助	予算補助
災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付	災害弔慰金の支給等に関する法律	
災害特例債		小災害特例債 歳入欠かん債 災害対策債
交付税措置	災害に伴う普通交付税の繰り上げ交付	

注) 激甚特別援助法とは、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の略である。

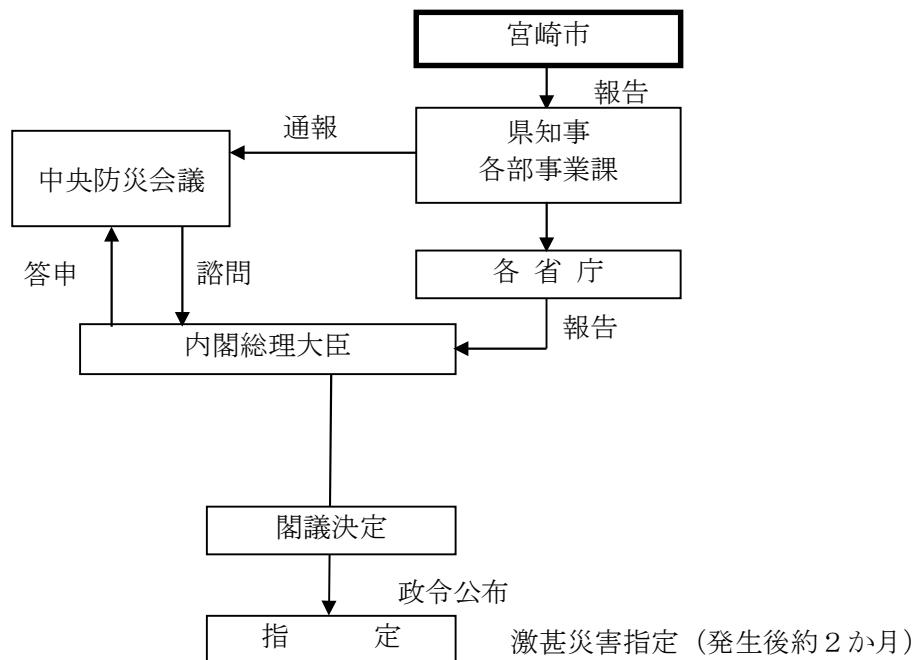
■ 第3項 激甚災害の指定

1. 激甚災害の概要

(1) 制度の概要

本部長は、大規模な被害が発生し、激甚法により激甚災害に指定された場合、特別の財源の援助を受けて復旧事業を実施することができるため、次の激甚災害の指定の手続きを進める。

■ 激甚災害指定フロー図



(2) 激甚法に定める基準

激甚災害については、次の二通りの指定基準がある。激甚災害に指定された場合、公共土木施設災害復旧事業等について国庫負担率又は国庫補助嵩上げ等の特別財政援助が行われる。

なお、指定については、公共土木施設災害復旧事業、農地、農業用施設及び林道の災害復旧等、その基準別に個別に指定される。

■ 激甚災害の指定基準

- 広域的（全国レベル）な「本激甚指定基準」
- 市町村レベルの局地的な被害に対して救済する「局地激甚指定基準」

2. 激甚災害指定のための措置

本部長は、基本法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合は激甚災害の早期指定、災害復旧事業の迅速かつ的確な実施のため、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するとともに、災害の状況を速やかに調査し、県に報告する。

第4節 計画的復興の進め方

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 災害復興方針・計画の策定 1. 災害復興方針の策定 2. 災害復興計画の策定	<input type="checkbox"/> 本部対策室 <input type="checkbox"/> 各対策部
第2項 災害復興事業の実施 1. 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施 2. 被災市街地復興特別措置法上の手続き 3. 災害復興事業の実施	<input type="checkbox"/> 本部対策室 <input type="checkbox"/> 都市整備対策部

■ 第1項 災害復興方針・計画の策定

1. 災害復興方針の策定

本部長は、学識経験者、有識者、市議会議員、住民代表、行政関係職員より構成される「災害復興検討委員会」を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

2. 災害復興計画の策定

本部長は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画を策定する。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

■ 第2項 災害復興事業の実施

1. 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

本部長は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定を行い、県の承認を受け、その旨の告示を行う。

2. 被災市街地復興特別措置法上の手続き

本部長は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等をすることができる。被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行い、県の承認を得る。

3. 災害復興事業の実施

本部長は、災害復興に関する専管部署を設置し、専管部署を中心に災害復興計画に基づき災害復興事業を推進する。

また、必要に応じて災害復興事業に関する技術的、財政的な支援を県に要請する。

第5節 被災者の生活再建等の支援

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 被災者への広報及び相談窓口の設置 1. 生活相談の実施 2. 災害相談窓口の開設	<input type="checkbox"/> 本部対策室 <input type="checkbox"/> 商業政策班 <input type="checkbox"/> 福祉対策部 <input type="checkbox"/> 各対策部
第2項 罹災証明書の発行 1. 罹災証明書の発行 2. 被災者台帳の整備	<input type="checkbox"/> 災害復旧総務班 <input type="checkbox"/> 福祉総務班 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所）市民福祉班 <input type="checkbox"/> 支部（地域センター）支部総務班
第3項 生活確保資金の融資等 1. 金融措置 2. 災害見舞金等の支給 3. 生活資金対策 4. 民間施設等の災害復旧資金の助成	<input type="checkbox"/> 福祉対策部 <input type="checkbox"/> 子ども未来対策部 <input type="checkbox"/> 農政企画班 <input type="checkbox"/> 建築行政班
第4項 税対策等による被災者の負担の軽減 1. 市税・国民健康保険税等の減免等 2. 国税及び県税の減免等 3. 被災世帯に対する住宅融資 4. 独立行政法人住宅金融支援機構法に基づく災害復興住宅資金の貸付 5. 郵便物の特別取り扱い等	<input type="checkbox"/> 福祉対策部 <input type="checkbox"/> 税務対策部
第5項 雇用の確保	<input type="checkbox"/> 本部対策室
第6項 災害復興基金の設立	

■ 第1項 被災者への広報及び相談窓口の設置

1. 生活相談の実施

商業政策班は、非常時における住民生活の安定のため、災害につけ込んだ悪質商法、買い占め、売り惜しみ、量目不足並びに便乗値上げ等の消費生活に関する住民からの苦情、問い合わせ等に対応するため、次の業務を実施する。

■住民生活の安定のための措置

- 消費生活に関する「電話相談窓口」の開設
- 計量法に基づく立入り検査（商品量目）及び特定計量器の精度確認

2. 災害相談窓口の開設

(1) 相談窓口の開設

本部対策室、福祉対策部は、大規模災害の発生等に伴う住民からの問い合わせに対処するため、特に必要があるときは、市役所本庁舎内をはじめ被災地近辺に災害相談窓口を開設し、市役所が実施する災害対策業務の受付案内をはじめ被災者の相談に対応する。

(2) 相談等の受付と問題等の把握

災害相談窓口では、次の相談等を受け付けるとともに、住民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握に努める。

災害相談窓口は、各班により構成し、市民からの問い合わせ等に即応できる人員体制とする。また、広報班は、報道機関等と連携し、被災者や関係機関・団体に対し、災害支援制度の内容や関連する情報を確実に広報、提供できるよう体制を強化する。

■災害相談窓口における受付内容

- 行方不明の受付
- 罹災証明
- 税の減免
- 仮設住宅への入居申請
- 住宅応急修理の相談
- 医療相談
- 生活相談等
- 災害によって生じる法律問題

■ 第2項 罹災証明書の発行

1. 罹災証明書の発行

罹災証明書は、救助法による各種の施策や市税等の減免を実施するに当たって、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の再建復興のために応急的かつ一時的な救済を目的として確認できる家屋被害について発行する。

(1) 罹災証明書の発行・記録

災害復旧総務班（危機管理課）、必要に応じて支部（総合支所）地域市民福祉班及び支部（地域センター）支部総務班は、罹災証明書発行申請に対して、被災者台帳により確認のうえ、発行する。

また、その旨を罹災証明書交付簿に記録する。

なお、被災者台帳により確認できない場合は、申請者の立証資料（写真等）をもとに判断して、罹災証明書を発行する。

資料編/6.様式/【災害復旧】罹災証明交付申請書及び罹災証明書

(2) 罹災証明書の範囲・手数料

罹災証明書の発行は、基本法第2条第1号に規定する災害を対象とし、家屋の全壊・流出・半壊・床上浸水・床下浸水等について証明する。

なお、罹災証明書の証明手数料については、宮崎市手数料条例の規定により徴収しない。

2. 被災者台帳の整備

被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、その基礎となる被災者台帳を作成する。

(1) 台帳の作成

福祉総務班は、被災者に関する次の事項を記載し、又は記録した被災者台帳を作成する。

■被災者台帳の記載事項

- 氏名、出生の年月日、男女の別、住居又は居所
- 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- 援護の実施の状況
- 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- 電話番号その他の連絡先、罹災証明書の交付の状況
- 市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することに本人が同意している場合には、その提供先
- 上記の提供を行った場合は、その旨及び日時
- 被災者台帳の作成にあたって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者の個人番号
- その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

(2) 情報の収集

被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

被災台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長のその他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求める。

(3) 台帳情報の利用

市は、市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するときは、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下、「台帳情報」という。）を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用することができる。

(4) 台帳情報の提供

市は、次のいずれかに該当すると認めるときは、被災者台帳に記載し、又は台帳情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために提供する。

■台帳情報の提供の条件

- 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- 他の地方自治体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供される情報を利用するとき

また、本人の同意がある、又は本人に提供する場合、提供を受ける者は、次の事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する市長に提出しなければならない。

■申請者への記載事項

- 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 申請対象の被災者を特定するために必要な情報
- 提供を受けようとする台帳の範囲
- 提供を受ける台帳情報に申請者以外の情報が含まれる場合は、その使用目的
- その他、台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項

市は、台帳情報の提供に関する申請があった場合、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき、又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項を除き、当該申請に関する台帳情報を提供することができる。

■ 第3項 生活確保資金の融資等

1. 金融措置

（1）金融措置の種類等

市は、被災した住民に対し、条例等に基づき災害弔慰金及び災害援護資金等の貸付に努める。

■金融措置の種類等

- 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付
- 世帯更生資金の災害援護資金
- 救助法による生業資金
- 母子・父子・寡婦福祉資金
- 国民生活金融公庫資金
 - ア 更生資金
 - イ 恩給担保貸付金
 - ウ 遺族国債担保貸付金
 - エ 引揚者国庫債券担保貸付金

（2）市の措置

- 1) 市は、「宮崎市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年3月条例第15号）」、「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給する。
- 2) 市は、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金を含めた各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に罹災証明（書）の交付体制を確立し、被災者に罹災証明（書）を交付する。
- 3) 被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

資料編/1.条例等/【災害復旧】宮崎市災害弔慰金の支給等に関する条例

資料編/1.条例等/【災害復旧】宮崎市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

■災害弔慰金等一覧

災害弔慰金	定義	本市に住居を有する者（以下、「住民」という。）が、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象による被害を生じること（以下、「災害」という。）で死亡したとき支給する。	
	支給額	①生計維持者 ②その他の者	500万円 250万円
	遺族の範囲	法（災害弔慰金の支給等に関する法律）第3条第2項の遺族範囲死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にする。 次の順序 ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 なお、いずれも存在しない場合は（同居又は生計を同じくしていた）兄弟姉妹。	
	推定死亡の	災害の際、現にその場にいあわせた者につき、当該災害が止んだ後、3か月間その生死がわからない場合に災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当核災害によって死亡したものと推定する。	
災害障害見舞金	定義	住民が災害により負傷し、又は疫病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に次に掲げる程度の障害があるとき支給する。	
	支給額	①生計維持者 ②その他の者	250万円 125万円
	障害の程度	①両眼が失明した者 ②咀しゃく及び言語の機能を廃した者 ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ⑤両上肢をひじ関節以上で失った者 ⑥両上肢の用を全廃した者 ⑦両下肢をひざ関節以上で失った者 ⑧両下肢の用を全廃した者 ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者	
	定義	災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。	
災害援護資金	支給額	a 療養に要する期間が概ね1か月以上である世帯主の負傷（以下、「世帯主の負傷」という。）があり、かつ次のいずれかに該当する場合 ①家財の損害（被害金額がその家財の価額の概ね3分の1以上である損害をいう。以下同じ。）及び住居の損害がない場合 150万円 ②家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 250万円 ③住居が半壊した場合 270万円 ④住居が全壊した場合 350万円	
		b 世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合 ①家財の損害があり、かつ住居の被害がない場合 150万円 ②住居が半壊した場合 170万円 ③住居が全壊した場合（④の場合を除く。） 250万円 ④住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円	
		c aの③又は bの②若しくは③において、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替える。	

償還期間等	期間 償還期間は10年、据置期間はそのうち3年 (令第7条第2項の括弧書の場合は、5年)
	利率 据置期間中は無利子、据置期間経過後延滞の場合を除き 連帯保証人をつける場合 無利子 連帯保証人をつけない場合 年1.5%
	償還等 年賦償還、半年賦償還又は月賦償還 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付を受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

2. 災害見舞金等の支給

市は、「宮崎市災害弔慰金及び災害見舞金の支給要綱（平成20年4月）」に基づき、災害見舞金等を支給する。

災害見舞金	定義	市内の災害の発生に際して、当該災害による被災者に対し、災害見舞金、災害弔慰金を交付する。	
	見舞金等の額	災害状況	見舞金等
	a 全壊・全焼・全流失	1世帯当たり	50,000円
	b 半壊・半焼・半流出	1世帯当たり	30,000円
	c 床上浸水等・部分焼	1世帯当たり	10,000円
	d 死亡者	死亡した者1人当たり	100,000円
方法 支給	前a～cの支給対象者は、被災世帯主（世帯主が死亡した場合は災害弔慰金の支給を受ける者）、dは遺族に支給する。		
	及び 遺族の順位範囲	「宮崎市災害弔慰金の支給等に関する条例」の例によるものとする。	

3. 生活資金対策

市は、簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付、郵便貯金等の預金者に対する非常払渡し、世帯更生資金、母子父子寡婦福祉資金の貸付等、次の生活資金対策を講じる。

また、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等により自立して生活を再建する事が困難な者に対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定め、その自立した生活の開始を支援する。

■各種生活資金対策

区分	資金対策
簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付、郵便貯金等の預金者に対する非常払渡し等（窓口：郵便局）	○簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付等 ○郵便貯金等の預金者に対する非常払渡し ○郵便はがき等の無償交付 ○銀行預金者に対する非常払渡し
生活福祉資金貸付（窓口：市社会福祉協議会）	り災した低所得者世帯で資金の貸付と民生委員の指導援助により独立自活できると認められ、かつ、他の機関等からの融資が困難な者に対して貸し付けられる。

区分	資金対策								
母子・父子・寡婦福祉資金	<p>災害により被害を受けたひとり親家庭の父母及び寡婦に対し、必要な資金を貸し付けられる。</p> <p>《資金の種類》</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">○医療介護資金</td> <td style="width: 50%;">○生活資金</td> </tr> <tr> <td>○住宅資金</td> <td>○転宅資金</td> </tr> </table>	○医療介護資金	○生活資金	○住宅資金	○転宅資金				
○医療介護資金	○生活資金								
○住宅資金	○転宅資金								
生活保護	<p>災害により生活が困窮し最低生活の維持ができないものに対し、生活保護法に基づき必要な援助を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。</p> <p>《生活保護法による扶助の種類》</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">○生活扶助</td> <td style="width: 50%;">○出産扶助</td> </tr> <tr> <td>○住宅扶助</td> <td>○生業扶助</td> </tr> <tr> <td>○教育扶助</td> <td>○葬祭扶助</td> </tr> <tr> <td>○医療扶助</td> <td>○介護扶助</td> </tr> </table>	○生活扶助	○出産扶助	○住宅扶助	○生業扶助	○教育扶助	○葬祭扶助	○医療扶助	○介護扶助
○生活扶助	○出産扶助								
○住宅扶助	○生業扶助								
○教育扶助	○葬祭扶助								
○医療扶助	○介護扶助								

■被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく措置

被災者生活再建資金を支給するための措置	
対象となる自然災害	<p>暴風、豪雨、洪水、高潮、その他の異常な自然現象により生ずる被害であり対象となる災害の程度は次のとおりである。</p> <p>ア 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村</p> <p>イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村</p> <p>ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県</p> <p>エ ア又はイの市区町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）</p> <p>オ アからウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）</p>
支給対象世帯	<p>ア 住宅が「全壊」した世帯</p> <p>イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p> <p>オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊）</p>

被災者生活再建資金を支給するための措置													
対象世帯と支給限度額	被災世帯となった世帯のうち次にあげるもの世帯主に対し、支給限度額を超えない額の被災者生活再建支援金を支給する。 支給額は、次の2つの支援金の合計額となる。 (※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額4分の3の額) ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th><th>全壊 2) アに該当</th><th>解体 2) ハに該当</th><th>長期避難 2) ウに該当</th><th>大規模半壊 2) エに該当</th><th>中規模半壊 2) オに該当</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td><td>なし</td></tr> </tbody> </table> イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）		住宅の被害程度	全壊 2) アに該当	解体 2) ハに該当	長期避難 2) ウに該当	大規模半壊 2) エに該当	中規模半壊 2) オに該当	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	なし
住宅の被害程度	全壊 2) アに該当	解体 2) ハに該当	長期避難 2) ウに該当	大規模半壊 2) エに該当	中規模半壊 2) オに該当								
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	なし								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th><th>建設購入</th><th>補修</th><th>賃貸 (公営住宅以外)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td><td>200万円(100万円)</td><td>100万円(50万円)</td><td>50万円(25万円)</td></tr> </tbody> </table>		住宅の再建方法	建設購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)	支給額	200万円(100万円)	100万円(50万円)	50万円(25万円)				
住宅の再建方法	建設購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)										
支給額	200万円(100万円)	100万円(50万円)	50万円(25万円)										
※ 中規模半壊の場合は、() 内の金額													
市の措置（支給事務の委託）	県は、被災者生活再建支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができるため、市はその事務の円滑な措置を行う。												
支給対象となる経費	(通常経費) ア 生活に通常必要な物品の購入費又は修理費 イ 住居の移転に通常必要な移転費 (特別経費) ウ 特別な事情により生活に必要な物品の購入又は修理費 エ 住居に移転するための交通費 オ 住宅を賃借する場合の礼金、権利金等 カ 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった場合の治療に要する医療費												

4. 民間施設等の災害復旧資金の助成

災害により被害を受けた一般住民、農林漁業者及びその組織する団体に対する災害復興のための資金の融資は、次のとおりである。

資料編/2.協定等/【災害復旧】災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書

■災害復興のための資金融資

区分	資金融資
農林漁業復興資金	○天災融資法に基づく災害資金の貸付 ○日本政策金融公庫の復旧資金の貸付
住宅復興資金	○住宅金融支援機構の災害復興住宅の建設資金及び補修資金の貸付 ○住宅金融支援機構の一般個人住宅の災害特別貸付
宅地防災工事資金	住宅金融支援機構の宅地防災工事資金の貸付

■ 第4項 税対策等による被災者の負担の軽減

1. 市税・国民健康保険税等の減免等

税務対策部、福祉対策部は、被災者に対し、地方税法及び市条例により市税・国民健康保険税等について減免等の緩和措置を次のとおり実施する。

■市税・国民健康保険税等について減免等の緩和措置

区分	緩和措置
期限の延長	災害により、期限内に申告書等の書類の提出又は納付若しくは納入をすることができないときは、その期限を延長する。
徴収猶予	災害により損害を受けたため、一時に納付又は納入をすることができないときは、申請に基づき1年以内（事情により、最高2年以内。）において徴収を猶予する。
減免	災害により損害を受けた場合は、被災状況等に応じて、市税・国民健康保険税等を減免する。

2. 国税及び県税の減免等

被災者に対し、法令及び県条例により国及び県が行う国税及び県税についての減免等の緩和措置は、主に次のとおりである。

■国及び県が行う国税及び県税についての減免等の緩和措置

区分	緩和措置
国税	期限の延長 被災者に対して国税の申告、申請、請求等書類の提出、国税の納付を行う期限を延長する。
	納税の猶予 被災者の申請により、1年内において納税の猶予を行う。
	減免等 被災者の確定申告による所得税の軽減等を行う。
県税	期限の延長 被災者に対し県税の申告、申請、納付納入等の期限を延長する。
	徴収猶予 被災者に対し1年内において県税の徴収を猶予する。また、やむを得ない理由がある場合には、更に1年内の延長を行う。
	減免等 被災者に対し、被災状況等に応じて各種県税の減免又は納入義務免除等を行う。

3. 被災世帯に対する住宅融資

一定の資格条件を満たす被災した低所得者世帯等に対し、住宅の修理等の資金として、次の資金を融資することができる。

- 1) 生活福祉資金の災害援護資金又は住宅資金
- 2) 母子・父子・寡婦福祉資金の住宅資金

4. 独立行政法人住宅金融支援機構法に基づく災害復興住宅資金の貸付

市は、県と連携し、独立行政法人住宅金融支援機構に被災者に対する貸付金の融資を申請するとともに、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借入れ申込みの希望者に対しての指導を行う。

なお、災害時における住宅復興に向けた協力に関する基本協定に基づき、住宅金融支援機構と連携し、市民への住宅相談窓口の開設や職員の派遣等の支援を行う。

資料編/2.協定等/【災害復旧】災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書

5. 郵便物の特別取り扱い等

市域の各郵便局においては、災害が発生した場合、被害状況並びに被災地の実情に応じて、郵政事業にかかる災害特別事務取扱及び援護対策が実施される。

■郵政事業に関する対策

	対策
郵便関係	○小包郵便料金の免除 総務大臣が公示した場合で、当該災害地の被災者の援助を行う県、市町村又は日赤にあてた救助物資を内容とする小包郵便料金 ○郵便はがき等の無償交付 救助法適用時にり災世帯あたり5枚以内及び郵便書簡1枚を交付
為替貯金・簡易保険	災害時において、被災者の緊急な資金需要その他の被災事情により、被災地の郵便局において、郵便貯金等、簡易保険金、貸付金等の一定金額以内の非常即時払い並びに保険料の特別払込猶予等の措置をとる。

■ 第5項 雇用の確保

災害により離職を余儀なくされた被災者の職業の斡旋については、宮崎公共職業安定所を通じ、早期再就職の促進を図る。

福祉総務班は、特に必要があるときは、災害相談所等において離職者の状況を把握し、県に報告する。

■ 第6項 災害復興基金の設立

市は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等について検討する。

第6節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 中小企業等の復興支援	□農政対策部 □観光商工対策部
第2項 農林水産漁業の復興支援	□農政対策部 □観光商工対策部

■ 第1項 中小企業等の復興支援

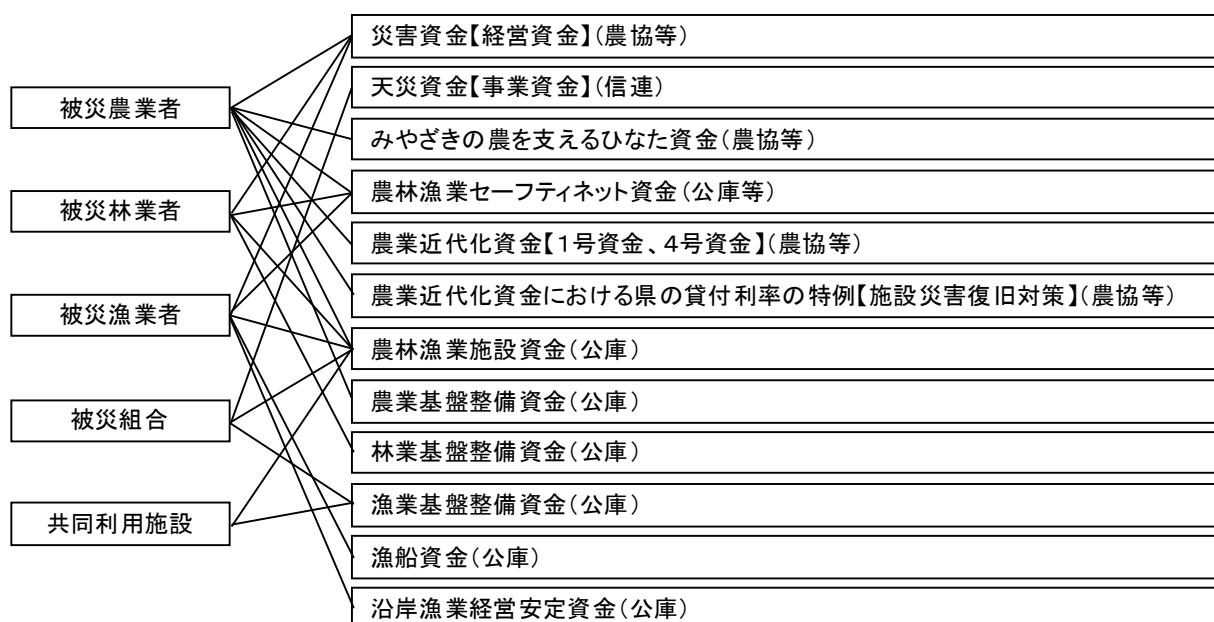
市は、災害により被害を受けた中小企業及びその組織する団体に対し、県及び政府系金融機関の協力を得て、災害復旧のための資金の融資に関する情報提供等を行う。

- ア 宮崎県中小企業融資制度の経済変動・災害対策貸付
- イ 宮崎市中小企業融資制度の緊急経営支援資金
- ウ 日本政策金融公庫資金の災害復旧貸付
- エ 商工組合中央金庫資金の災害復旧貸付

■ 第2項 農林水産漁業の復興支援

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し、生産力の維持と経営の安定を図るために必要な資金、事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、措置する。

■ 農林漁業関係の融資の種類



※信連=宮崎県信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会
公庫=株式会社日本政策金融公庫